

## 保守管理業務仕様書

坂井市丸岡城観光情報センターの保守管理業務については、本仕様書に基づき適切かつ誠実に所定の業務を行うものとする。

### 1 保守管理の目的

機械各部及び付属機器の点検調整業務により、設備等の長期使用と常に支障なく作動させることを目的とする。

### 2 業務要領

- ア 業務に従事する技術員は、施設の特性に留意し適格な者を選任する。
- イ 業務の実施は、最適な方法によりこれを行うものとする。
- ウ 点検結果等については、必ず書面にて報告させるものとする。
- エ 点検結果により修理等の必要性が認められる場合は、速やかに市に対しその内容及び費用等を連絡するものとする。
- オ 本仕様書に特記がない業務についても、適切な維持管理が必要と判断される場合には、指定管理者の責務において業務を実施する。
- カ 疑義が生じた場合は、市の指示に従うこととする。

### 3 保守管理内容

- ア 電気保安業務  
受変電設備（自家用電気工作物）について、電気事業法第42条第1項により定めた保安規定に基づき、保守点検を実施すること。
- イ 自動ドア点検業務  
自動ドアについて、動作及びセンサーの確認や調整、消耗部品の交換等メンテナンスに係る定期を6ヶ月に1回実施すること。
- ウ 消防設備点検業務  
消防設備について、消防法施行規則第31条第6項に基づく機器点検を6ヶ月に1回、総合点検を年1回実施すること。
- エ 防火対象物点検業務  
建物について、「消防法」第8条の2の2に基づく防火対象物点検を実施すること。
- オ ホームページ保守管理業務  
坂井市丸岡城観光情報センターのホームページの保守管理を実施するとともに、適宜情報を更新すること。
- カ 水盤設備点検業務  
水盤設備について、年1回の装置点検、膜洗浄、UVランプ交換を実施すること。
- キ 外構維持管理業務
  - ・ 構内の樹木について、年1回の防除を実施し、病虫害の予防を行うこと。
  - ・ 構内の芝生について、年2回の芝刈りを実施すること。また、年1回の施肥、エアレーション、除草剤散布を実施し、良好な状態を保つこと。
  - ・ 構内の構築物（外灯、サイン、ベンチ等）について、週1回以上の定期清掃を実施し、美化に努めること。
- ク 巡回点検業務
  - ・ 利用者の安全確認のため、人員配置期間中は1日1回以上巡回を行うこと。
  - ・ 人員配置期間外についても、定期的に巡回点検を行うこと。
- ケ その他施設及び機器の保守点検  
前項に定めのない保守点検については、日常的な点検を実施し、不具合箇所の把握に努めるとともに、施設等の安全性、機能保守及び耐久性の向上を確保すること。